

小・中学校における漢字指導試論（六編）

安 東 俊 六

一 はじめに

平成20年3月、「小学校学習指導要領」（以下、新「(小) 指導要領」と略称する）と「中学校学習指導要領」（以下、新「(中) 指導要領」と略称する）とが告示され、小学校は平成23年4月1日から、中学校は平成24年4月1日から施行されることとなった。また周知の通り、小学校では平成21年4月1日から平成23年3月31日までの移行措置の規定が示され、中学校では平成21年4月1日から平成24年3月31日までの移行措置の規定が示されたので、その施行は実質的に既に開始されている。

小論は、この小・中学校の新しい学習指導要領の告示にともなって、次の二点について検討してみたいと思う。

第一には、新「(小) 指導要領」と平成10年12月告示の「小学校学習指導要領」（以下旧「(小) 指導要領」と略称する）、新「(中) 指導要領」と平成10年12月告示の「中学校学習指導要領」（以下旧「(中) 指導要領」と略称する）とにおける漢字指導に関わる記述を比較し、問題点について検討する。

第二には、このたび告示された新「(小) 指導要領」と新「(中) 指導要領」においても改善されなかったために、依然として漢字指導の難しさが続く問題点について検討する。

二 新「(小) 指導要領」と旧「(小) 指導要領」とにおける漢字指導に関わる記述の比較

新「(小) 指導要領」と旧「(小) 指導要領」とにおける最も大きな変更点は、[言語事項] が [伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項] と言い換えられたことであり、漢字指導に関する記述は、その中で次のように変更されている。

[第1学年及び第2学年]

ウ 文字に関する事項

(ウ) 第2学年においては、学年別漢字配当表の第2学年までに配当されている漢字を読むこと。

また、第1学年に配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、第2学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。

下線を施した部分が、新たに加わった箇所である。このことは、[第3学年及び第4学年]においても[第5学年及び第6学年]においても全く同様であって、新「(小) 指導要領」では、新たにこの記述が加えられたのである。

旧「(小) 指導要領」では、「文や文章の中で使うこと」は、「当該学年の前の学年までに配当されている漢字」について課せられていたことであったが、新「(小) 指導要領」では、当該「学年に配当されている漢字」も「文や文章の中で使うこと」が、新たに課せられたのである。

新「(小) 指導要領」におけるこの変更は、ある意味では、改正であるといってもよい。

しかし、そもそも、新しい漢字を習えば、それを「文や文章の中で使」えるようにすることは、至極当たり前のことであろう。学んだものはそれを使ってこそ学ぶ意味があるのであって、習得するとはそういうことである。にもかかわらず、旧「(小) 指導要領」は、当該学年に配当されている漢字は、当該学年ではその形を覚えさえすればよく、「文や文章の中で使うこと」は、次の学年で達成す

ればよいとしてきた。このようなことは、言葉を弄んだにすぎぬものであって、現実の指導の上ではありえないことである。

よく耳にする、「最近の児童は、テストをすれば漢字が書けるけれども、学級日誌や作文など実用的なこととなるとそれが使えない」という悪評の源は、この旧「(小) 指導要領」が課した、不自然で現実的でない指導法にあったといってもよい。したがって、このたびのこの変更は、本来の姿に戻したということであって、その意味では改正といえなくもないのである。

また、旧「(小) 指導要領」では、第6学年の配当漢字・181字は、第6学年で「書き、文や文章の中で使うこと」が課せられていなかったために、中学校で「書き、文や文章の中で使うこと」となっていたのである。しかし、旧「(中) 指導要領」の第1学年では、「学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。」と明示されていたので、第6学年の181字の全ては、中学校第1学年では「書き、文や文章の中で使うこと」とはならなかった。なぜならば、小学校第5学年までの学年別漢字配当表の漢字が既に825字あって、「900字程度」では、106字程度の第6学年の配当漢字が余るからである。更に、旧「(中) 指導要領」の第2学年では、「学年別漢字配当表の漢字のうち950字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。」と明示されていたので、第2学年でもなお56字程度の配当漢字が余り、その56字程度は、第3学年に先送りされることになっていたのである。つまり、第6学年の181字の配当漢字は、中学校の3学年をかけて「書き、文や文章の中で使うこと」となっていたわけである。

それが、このたび第6学年にも、当該学年の配当漢字を「書き、文や文章の中で使うこと」が課せられたので、中学校の3年間をかけて第6学年の配当漢字を「書き、文や文章の中で使うこと」などという奇妙な指導の指示は消滅したのである。したがって、その意味では改正といえなくもないのである。

しかし、新「(小) 指導要領」におけるこの変更は、別の角度から見れば、困った結果を生むことになる。

既に述べてきたことを繰り返し述べることになるけれども^(註1)、旧「(小) 指導要領」では、漢字指導の上で二つの大きな問題点があった。

その第一は、第3学年と第4学年とに、各々200字もの漢字が配当されていることであった。すなわち、第4学年を例にとるならば、第4学年の児童は、第1学年の配当漢字・80字、第2学年の配当漢字・160字、第3学年の配当漢字・200字を、「書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書くこと」が課せられてきたのである。しかし、第4学年の児童にとっては、これが非常に重荷となっていて、漢字の習得が妨げられ、習得に躓かせる元凶となっていたことは、既に指摘したとおりである。

しかるに、新「(小) 指導要領」は、このたびの改訂でも学年別配当漢字表には全く手を付けずに、各学年に「文や文章の中で使うこと」のみを付け加えたのである。それは結果的に、漢字習得の重荷を更に増すことになったのであって、このたびの変更は今まで以上の更に困った結果を生むであろう。

その第二は、学年別漢字配当表の漢字の中には、児童の生活とは必ずしも密接でない漢字がいくつか含まれていることであり、また生活との密接度という観点からすれば、低学年で習得すべき漢字が高学年に配当されているなどの問題点もあって、学年別漢字配当表の改訂が急務であるということである。

しかし、このたびの改訂でもこれらの点は何ら顧慮されることはなく、旧「(小) 指導要領」がそのまま踏襲されて、改善はなされなかった。しかも、その急務の方は棚上げにしたままで、「文や文章の中で使うこと」が付け加えられたのである。したがって結果的に、漢字の習得においては、児童の重荷が更に増しただけということに終わった。その意味では、学年別漢字配当表の改訂を抜きにしたこのたびの変更は、改悪であったといえる。

三 新「(中) 指導要領」と旧「(中) 指導要領」とにおける漢字指導に関わる記述の比較

新「(中) 指導要領」と旧「(中) 指導要領」とにおける最も大きな変更点は、旧「(中) 指導要領」では第2学年と第3学年とが一括りで示されていたものが、新「(中) 指導要領」では第2学年、第3学年がそれぞれに示されたことであり、[言語事項]が[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]と言い換えられたことである。その中での漢字指導に関する記述の変更点は、次の通りである。

[第2学年]

ウ 漢字に関する事項

(イ) 学年別漢字配当表に示されている漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

下線を施した部分は、旧「(中) 指導要領」では、「学年別漢字配当表の漢字のうち950字程度の漢字を書き、」と、字数が明示されていたところである。

このたびの新「(中) 指導要領」におけるこの部分だけの変更は、漢字指導の上で何か意義があるのであろうか。この部分だけを変更した意図を理解することは、私には難しい。

ここでも、既に述べてきたことを繰り返し述べることになるけれども^(注2)、旧「(中) 指導要領」では、漢字指導の上で大きな問題点が二つあった。

その第一は、旧「(小) 指導要領」と旧「(中) 指導要領」とにおける漢字指導が、緊密に連動していないことであった。この点は、このたびの改訂で、緊密に連動することになったのであろうか。

先述したとおり、このたび新「(小) 指導要領」は、第6学年の配当漢字を「文や文章の中で使うこと」と課し、第6学年の配当漢字は第6学年で習得させるように改めた。

しかし、新「(小) 指導要領」が、せっかく第6学年に当該学年の配当漢字を「文や文章の中で使うこと」と改めたにもかかわらず、なぜ新「(中) 指導要領」は、これに連動して、第2学年の「950字程度の漢字を書き」の削除とともに、第1学年の「900字程度の漢字を書き」も削除しなかったのであろうか。

そもそも指導要領たるものが、「程度」などという曖昧な表現をすべきでないことは既に指摘したとおりであるが^(注3)、一貫した指導が基本理念であるべき指導要領が、既に小学校で習得することを課している1,006字の学年別配当漢字表の漢字の習得を、何故に中学校第1学年で、わざわざ106字程度も後退させて、「900字程度の漢字を書く」などと課し直さねばならないのであろうか。理解し難い。

その第二は、常用漢字の読みの指導と書きの指導とを、全く分離してしまったことであった。

そもそも、漢字の読みの指導と書きの指導とは、言葉の上では便宜的に分けても、指導の上では決して分離できないものである。そうであるにもかかわらず、日本語の重要な表記手段である常用漢字を、教科「国語」において、読めさえすればよく、書けなくてもよいなどという指示をしたこと自体、指導の要領としての体をなしているとはいえない。

しかし、このたびの改訂でも、この点は全く顧慮されておらず、手も付けられていない。先に述べた、第2学年でのみ「950字程度」を削除するという意図の明確でない変更をすることよりも、大本を正すことの方がはるかに急務ではなかろうか。

三 新「(小) 指導要領」と新「(中) 指導要領」とにおいても改善されなかった漢字指導の問題点

漢字指導の観点から、小学校の5社の「国語」の教科書を見てみると、最も注意を惹きつけられるのは、学年別漢字配当表の漢字が単元の教材の中だけでは充分に出てこないために、漢字の指導そのものを目的とした項目が別に設けられていることであり、その中での新出漢字が目立って多いことである。こうした状況は、中学校の5社の「国語」の教科書の場合は更に顕著で、学年別漢字配当表の漢字とその他の常用漢字・939字を取り上げるためには、単元の中の教材だけでは到底足りず、漢

字の指導を目的とした項目がいくつも設けられ、しかもその中で取り上げられる新出漢字の数は、学年を逐うごとに増す。

このことを、光村図書の小学校第6学年の「国語」上・下(平成16年2月10日 検定済み)と、光村図書の中学校第1学年・第2学年・第3学年の「国語」1・2・3(平成13年2月20日 検定済み)とを例として取り上げ、見てみよう。

ここで光村図書の小学校・中学校の教科書を例として取り上げたのは、岐阜県下で最も多く採用されている教科書だからである。

第6学年 上

一 カレーライス

源・晩・盛・困・片・痛・翌・勤・危・疑・担(11字)

(学習) 腹・視(2字)

漢字の形と音・意味

我・幕・蒸・郵・洗・干・乳・城・宅・従・裁・脳・臓・肺・卷(15字)

二 生き物はつながりの中に

呼・吸・収・存(4字)

(学習) 段・割・沿・探・論・派・届・創(8字)

短歌・俳句の世界

俳・激・染(3字)

暮らしの中の言葉

暮・欲・異・誠・臨・純・尊・敬・私(9字)

三 ガイドブックを作ろう

並・展・遺・簡・劇・映・模・難(8字)

学級討論会をしよう

討・否・策・除・筋・捨・専・座(8字)

四 森へ

姿・潮・砂・樹・垂・胸・穴・骨・巖(9字)

本は友達

秘・密・将・訪・奮・冊・降・推(8字)

船

諸(1字)

同じ訓を持つ漢字

机・穀・背・延・障・警・宝・蔵・供・操・納・磁・聖(13字)

五 みんなで生きる町

権・域・庁・衆・縦・閉・覧・幼(8字)

日本で使う文字

誕・絹・装・頂・班(5字)

第6学年 下

一 やまなし

枚・縮・棒・熟(4字)

イーハトーヴの夢

優・尺・寸・暖・揮・忘・批・若(8字)

熟語の成り立ち

善・値・仁・誤・泉・蚕・忠・至・系・署・己・宇・宙（13字）

覚えておきたい言葉

層・革・皇・后・陛・憲・党・閣・律・濟（10字）

二 平和のとりでを築く

傷・射・刻・補・盟・貴・認（7字）

自分の考えを発信しよう

宣・訳・宗・誌（4字）

今、わたしは、ぼくは

看（1字）

三 わたしたちの言葉

卵・紅・糖（3字）

シャボン玉

乱・窓・奏（3字）

カンジー博士の漢字クイズ大会

著・孝・綱・拈・亡・裏・就・朗・処・賃・詞・拝・郷・株（14字）

海の命

針・灰（2字）

上に見るように、「国語」上においては、一から五までの単元のほかに、漢字の形と音・意味、同じ訓を持つ漢字という漢字習得を目的とした項目が別に設けられており、それぞれ15字と13字の新出漢字が取り上げられている。また、「国語」下では、一から三までの単元のほかに、熟語の成り立ち、カンジー博士の漢字クイズ大会という漢字習得を目的とした項目が別に設けられ、それぞれ13字と14字の新出漢字が取り上げられている。そして、この新出漢字が、単元ごとに採られている教材の中の新出漢字よりも、突出して多いことが分かるであろう。

中学校「国語」1・2・3は、紙幅の都合があるので、小学校第6学年で試みたように単元ごとの新出漢字を列挙することは止め、単元名と、漢字の学習に関する項目とその新出漢字の字数を示せば、次のとおりである。

光村図書・中学校「国語」1**一 新しい出会い**

漢字の学習1 漢字の組み立てと部首 : 8字

漢字の形 : 3字

二 自然の不思議をさぐる

漢字に親しもう

漢字の学習2 漢字クイズ

三 物語を楽しむ

漢字に親しもう

四 暮らしを見つめる

漢字に親しもう

漢字の学習3 漢字の読み方 : 10字

五 古典と出会う

漢字に親しもう

漢字の学習 4 熟語で遊ぶ

六 言葉を探検する

漢字の学習 5 漢字の成り立ちと意味 : 3字

光村図書・中学校「国語」2

一 春を伝える

漢字に親しもう : 12字

漢字の学習 1 漢字を分解して考える : 31字

二 世界に目を向ける

漢字に親しもう : 13字

漢字の学習 2 複数の読み方・特別な読み方 : 18字

三 心のきずなをとらえる

漢字に親しもう : 6字

漢字の学習 3 送り仮名 : 17字

四 古典を楽しむ

漢字に親しもう : 3字

漢字の学習 4 漢字の使い分け : 18字

五 「町の物語」を探る

漢字に親しもう

漢字の学習 5 辞典に親しもう : 32字

漢字の使い方に慣れよう

小学校六年生で学習した漢字を中心に

光村図書・中学校「国語」3

一 言葉とわたしたち

漢字に親しもう : 11字

漢字の学習 1 形に着目して漢字を考える : 38字

二 古典を味わう

漢字に親しもう : 10字

漢字の学習 2 漢字の音訓 : 20字

三 情報社会を見つめる

漢字に親しもう : 7字

漢字の学習 3 漢字の意味 : 35字

四 状況に生きる

漢字に親しもう : 5字

漢字の学習 4 身の回りの漢字・漢語 : 15字

漢字の学習 5 総まとめ : 60字

五 未来に向かって

漢字の使い方に慣れよう

小学校六年生で学習した漢字を中心に

上に見るとおり、小学校では、学年別漢字配当表の漢字を当該学年で何とか取り上げるために、中学校では、学年別漢字配当表の漢字とその他の常用漢字・939字とを何とか取り上げるために、漢字

を指導する項目を特にこれほど多く設けているのである。

誤解のないようにはあらかじめ断わっておくが、漢字指導を目的とする項目を設けること自体が悪いなどと言おうとしているのでは決してない。否、むしろ児童生徒に漢字の習得を促すためになされたこれらの意義ある配慮は、むしろ高く評価されるべきであろうと、私は考える。

その意義ある配慮の例を他にも挙げれば、小学校の場合、第2学年以上の各学年で全て同様に、前の学年の配当漢字を復習する場を設けていて、漢字習得のためには、十全な配慮であるといえる。

また、中学校「国語」1では、巻末に、「小学校六年生で学習した漢字」(181字)の読みと用例をかかげ、付録1でも、「一年で学習した漢字」と題して、その他の常用漢字300字の読みと用例を五十音順でかかげている。更に付録2では、「小学校学習漢字音訓表」と題して、学年別漢字配当表の漢字の音訓を五十音順で示してもいる。そして、「国語」2・3でも、漢字の使い方に慣れよう 小学校六年生で学習した漢字を中心に、各々10ページを割いている。このような配慮は、生徒の漢字の習得を促す上で、意義あるものとして高く評価できるであろう。

このたびの改訂においても改善されなかったために、依然として漢字指導の難しさが続くという問題点は、別のところにある。

それは、現行教科書が、何故これほど多くの漢字習得のための項目を設けなければならなかったか、ということに関わる問題である。小学校の場合は、改めて言うまでもなく、学年別漢字配当表に縛られているからである。また、中学校の場合は、学年別漢字配当表の漢字・1,006字とその他の常用漢字・939字に縛られているからである。

そもそも、学年別漢字配当表の漢字・1,006字は、これほどに縛りをつけるに値するものなのであるか。また、その他の常用漢字・939字は、中学校で習得しておく必要があるというほどに、日常生活に密着した使用頻度の高い漢字なのであるか。私は、極めて疑わしく思う。

学年別漢字配当表の漢字・1,006字については、既に問題点を指摘したとおりであって(注4)、改めて詳述することは避けるが、学年別漢字配当表の改定こそが急務であって、それに縛られたままの漢字指導では、現状以上に好ましい成果を得ることは難しいというのが現実である。

では、一方その他の常用漢字・939字についてはどうであろうか。

実は、この問題に明快な答えを与えてくれる教材が、中学校「国語」3に取り上げられている。漢字の学習5 総まとめ が、それである。

2 常用漢字の性格

常用漢字表の千九百四十五字は、「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、漢字使用の目安となること」として政府が定めたものである。

常用漢字は、日常生活の中で頻繁に目にするものも多いが、なかには、次のように普通はあまり用いられないものがある。(一線を付けた漢字は、これまでに学習していない漢字)

○ 古い度量衡の単位や数字などを表す漢字

斗 升 勺 匁 斤 厘 坪 畝 壺 式 など

○ 天皇や皇族、外国の貴族などに用いる漢字

朕 妃 (皇太子妃) 爵 (伯爵・男爵) 璽 (玉璽) 詔勅 など

○ 普通は仮名で書き表す漢字

且^かつ 但^{ただ}し 又 など

○ 主として、法律や官庁などの専門的な用語に用いる漢字

罷 (罷免) 款 (約款) 轄 (所轄) 嗣 (嗣子) 准 (批准) 殉 (殉職) 姻 (婚姻)
嫡 (嫡流) 窃 (窃盗) 逮 (逮捕) 扶 (扶養) 附 (寄附) 猶 (猶予) 拐 (拐帶)

効(弾効) 膳(戸籍膳本) 酌(情状酌量) など

常用漢字表に含まれている漢字には、造語力の強いものが多いが、なかには、次のように限られた語としてしか使われない漢字もある。(一線を付けた漢字は、これまでに学習していない漢字)

呉(呉服) 酵(発酵) 拷(拷問) 嚇(威嚇) 賠(賠償) 迭(更迭) 痘(種痘)
 尉(尉官) 謁(謁見) 錘(紡錘) 銑(銑鉄) 隆(隆起) 遵(遵守) 帥(統帥)
 硫(硫酸) 喝(一喝) 矯(矯正) 棧(棧橋) 翁(老翁) 侯(王侯) 塑(塑像)
 薪(薪炭) 搭(搭載) 屯(駐屯) 俸(俸給) 嬢(令嬢) 痢(赤痢) 抹(抹消)
 貞(貞淑) 痴(愚痴) 膨(膨張) 婆(老婆) 儒(儒学) 崎(～崎) 欺(詐欺)
 曹(法曹界) 奴隸 妊娠 凹凸 虞 唐 乙 丙 など

この教材の解説と用例は、その他の常用漢字・939字の全てが、中学校で習得しておかなければならないというほどに、日常生活に密着した使用頻度の高いものではないということを、我々に明快に教えてくれている。

一線を付けた漢字だけでも60字あって、上掲の新出漢字の一覧で見るとおり、その字数は他の漢字の学習に比べても突出して多い。「国語」1・2・3の五ないし六ある单元の中では、一度も使われておらず、「普通はあまり用いられないものがある」と断って挙げねばならないほどの使用頻度の低い常用漢字を、わざわざ中学校で習得しておく必要があるのであろうか。

目下、常用漢字の改訂がなされつつあり、字数も現在より増えるようである。しかし、報道で知る限り、そこで問題とされているのは、もっぱら報道機関や出版業界の使用状況であって、その常用漢字の改変が、そのまま中学校の学習に反映するのだということは、顧慮されていないように思われる。

確かに、常用漢字は日本語表記の上で重要なものであり、「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、漢字使用の目安となる」ものであろう。しかし、だからといって、中学生にその他の常用漢字・939字の習得も、そのまま丸ごと課すというのは、果たして妥当なことであろうか。

教育の現場の実情を見てみるがよい。多くの児童が、既に第3・4学年の段階で漢字の習得に躓き、漢字の習得に嫌悪感すら懐く者が出ている。それらの児童が中学生になったからといって、俄かにその他の常用漢字・939字の習得に、意欲を持とうはずがない。しかも、その他の常用漢字・939字は、単純に各学年に割り振っても、1学年当り313字もあって、習得が重荷となっている学年別漢字配当表の第3・4学年の200字を、113字も上回っているのである。小学校第3・4学年の段階で漢字の習得に躓き、漢字の習得に嫌悪感すら懐いている生徒が、1学年当り313字ものその他の常用漢字の習得に耐えられるであろうか。加えて、その他の常用漢字の中には、使用頻度の甚だしく低いものも含まれているのである。そうした漢字の習得に、意欲を燃やせということ自体が、酷というものであろう。

推測するに、学習指導要領の作成者も、中学校における常用漢字・1,945字の習得が過重な負担であるということは、認識していたのではなかろうか。何故ならば、認識していたからこそ中学校では、その他の常用漢字の読みと書きとを分けるなどという奇手を思いついたのであろう。

しかし、これも既に述べたとおり、漢字の読みと書きとを指導することは、元来一体のものであって、それを分離すること自体、表現を弄んだだけのことであって、現実に即した指導法ではない。現に教育の現場では、今日も、その他の常用漢字の書く指導も行っている。なぜかといえば、それが現実に即した極めて合理的な指導法であることを、現場の教師はよく理解しているからである。

言うまでもなく、漢字の習得は常用漢字の1,945字に止まらず、可能であればそれを更に上回る習得も望ましい。しかし、ここで問題にしているのは、中学生一般の漢字能力の向上であって、「中学校学習指導要領」が達成の目標として明示すべきは、達成可能な現実的な目標でなければならないと

いうことである。したがって、中学生の今日の漢字の習得の現状を踏まえて、学年別漢字配当表の漢字の見直しと共に、中学校での学習では、その他の常用漢字の中から使用頻度の低い漢字は除いて、中学生が「文や文章の中で使う」使用頻度の高い漢字を習得させることに改めるべきであろう。

私がこのような主張をすると、「中学生の能力を過小に評価している」とか、「常用漢字の重要性を理解していない」とかいった批判を、往々受ける。しかし、私は、中学生の能力を過小に評価してもいなければ、常用漢字の重要性を理解していないわけでもない。ただ、大学で漢文学の講義を担当している私のように、職業上漢字に親しんでいる者でさえも、先掲の **漢字の学習 5 総まとめ** が例示したような漢字は、日常ほとんど使用することがない。職業上漢字に親しんでいる者でさえも日常使用しないような漢字を、中学生一般に習得を課す必要があるのかと、素朴な疑問を懐いているから主張するのであり、多くの中学生が、学年別漢字配当表の漢字すら十分に「文や文章の中で使う」ことができないという現状を、具に目の当たりにしているから主張するのである。

私は、漢字習得に旺盛な意欲を持つ中学生の習得の機会を制限しろと言っているのでもない。漢字を習得する機会、何も学校教育ばかりではない。現に、漢字の習得に旺盛な意欲を持つ中学生は、使用頻度の低い常用漢字であっても、新聞や雑誌やその他の出版物などで使われていけば、その字を目にした都度、その場で習得している。そもそも、常用漢字以外の漢字の習得は、おおむねそういったかたちで行われているのであって、それこそが最も自然で無理のない漢字の習得法なのである。

読んだり書いたりする必然性もないときに、課されているのだから漢字を習得しろと言われても、習得の意欲は湧かない。上に見たような、せっかく教科書の編集者が工夫を重ねて取り上げたものであっても、縛りをかけられているが故に取り上げられた漢字には、中学生は習得の意欲は掻き立てられない。

やはり、中学校における漢字の指導は、常用漢字の習得を丸ごと課するのではなく、学年別漢字配当表の漢字は見直し、その他の常用漢字もその中から使用頻度の低い漢字は除き、中学生が「文や文章の中で使う」使用頻度の高い漢字を厳選して、それを指導の対称とするように改めるべきであろう。

注1 「小・中学校における漢字指導試論」(続),『岐阜大学国語国文』第33号,2007年1月,所収。

注2 「小・中学校における漢字指導試論」(四編),『岐阜大学教育学部研究報告』=人文科学=第57巻1号,2008年10月,所収。

注3 「小・中学校における漢字指導試論」(五編),『岐阜大学国語国文』第35号,2009年3月,所収。

注4 注1に同じ。